

輸出中古自動車検査

手続きのご案内

財団法人 日本自動車査定協会
東京都港区新橋5丁目35番10号

輸出中古車に対する信頼性の維持を図るため、日本自動車査定協会では、次の要領により検査を実施致します。

1. 検査申込手続き

- ①検査申込書に所要事項を正確に記入し、下記の添付書類に検査料金を添えてお申込み下さい。
なお、申込方法は支所受付け又はFAX受付となります。
検査料金は銀行振り込みも可能です。(詳しくは支所にご確認下さい)
- ②検査申運用紙は、当協会支所に用意してあります。

2. 添付書類

- ①普通および小型自動車は、輸出抹消仮登録証明書(車両法第15条の2第2項)又は、輸出予定届出証明書(車両法第16条第6項)の写し、軽自動車は、輸出予定届出証明書(車両法第69条の2第4項)の写し
(原本も同時に提出して下さい。原本は照合確認の上お返しします。)
- ②抹消登録後改造された車両については、上記以外に別途に証明する書類が必要となりますので、あらかじめ当協会支所にお問合せ下さい。

3. 検査の方法

- ①検査は、当協会が指定した検査場において行いますので、お知らせする検査日時、場所に検査車両を搬入して下さい。
- ②検査は、当協会の検査員が輸出中古自動車検査基準によって行います。
- ③検査は、検査用機械、手動工具等を用いて、機能、装置、内、外装等全てにわたって行います。
- ④検査は、原則として非分解検査としますが、時には分解検査を行うことがありますので、その際は検査員の指示により検査申込者側において分解して下さい。
(分解費用は検査申込者の負担となります)

4. 検査内容

- ①機能関係は、保安基準に基づく走行の安全性が確保されていること。
- ②外装は、1区画(パネル単体)1/4以上の板金を必要とする凹凸のないこと
腐食は、補修されていること(アルミテープ等の補修は認めない)
サビや下地の出ているものは塗装されていること
- ③室内は、清掃されており、著しい汚れ等がないこと
シート・内張り・天井などの破れ、はがれについて乗用車系は10cmまで、商用車・貨物車は30cmまで(接着テープによる補修は認めない)
- ④フロントガラスは、1cm以上の割れ・ヒビがないこと
ワイパー傷は、運転手の視界を妨げないこと
- ⑤エンジン・下回りは、洗浄されていること
錆びた部分には、シャーシブラックが塗布されていること
- ⑥タイヤは、保安基準に抵触しないもの

5. 検査済証明書の発行

検査に合格すると検査済証明書(英文)を発行します。

6. 検査料金(消費税込み) <検査料金以外に仕向地により、別途費用がかかります>

区 分	検査料金
660cc以下の乗用車、商用車、貨物車	7,350円
661cc～3,000以下の乗用車、商用車又は0.3t(軽を除く)～2tの貨物車 (2t車ベースで4t以下及び4WDジープスタイル車を含む)	9,450円
3,001cc以上の乗用車、商用車又は3t～4.5tの4t車ベースの貨物車	11,550円
4.6t以上の6t車ベース、8t車ベースの貨物車	13,125円
10t車ベースの貨物車	14,175円
通常の仕様で乗車定員29人以下のバス	13,125円
通常の仕様で乗車定員30人以上のバス	14,175円

*検査の結果、不合格となっても検査料金はお返し致しません。

7. 価格証明書発行手数料

- ①輸出検査を行ったもの 1通 3,150円
- ②価格証明だけを発行する場合 当協会の査定料に準じます。

支 所 名 _____